

改正案	現行
<p>（募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し） 第二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。以下この号において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「株券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十四条の第十七第十号、第二十七条の四第六号及び第三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社がその経営を支配している会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人（以下この条において「取締役等」という。）を相手方として、株券等（取締役等が交付を受けることとなる日（以下この号において「交付日」という。）の属する事業年度に係る当該発行者である会社の有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。））（交付日が当該会社の事業年度開始後六月以内の日である場合にあつては、当該事業年度に係る当該会社の半期報告書（法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。））が提出されるまで譲渡が禁止</p>	<p>（募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し） 第二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。以下この号において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「株券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十四条の第十七第十号、第二十七条の四第六号及び第三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社がその経営を支配している会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人（以下この条において「取締役等」という。）を相手方として、株券等（取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月（外国会社にあつては六月）を超える期間譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合</p>

される旨の制限が付されているものに限る。)の取得勧誘又は売
付け勧誘等を行う場合

二 (略)

(登録申請書における電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨
の記載を要しない有価証券等)

第十五条の四の二 (略)

2 法第二十九条の二第一項第六号に規定する法第二条第八項第七号
又は第八号に掲げる行為から除くものとして政令で定めるものは、
貸付事業等権利(法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事
業等権利をいう。第十五条の十の二において同じ。)に係る行為以
外の行為とする。

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務に
おいて募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第九項及び第二十九条の四
の三第三項に規定する政令で定めるものは、第二条の九第一項に規
定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び貸付事業等
権利とする。

(削る)

(削る)

(削る)

二 (略)

(登録申請書における電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨
の記載を要しない有価証券等)

第十五条の四の二 (略)

2 法第二十九条の二第一項第六号に規定する法第二条第八項第七号
又は第八号に掲げる行為から除くものとして政令で定めるものは、
貸付事業等権利(法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事
業等権利をいう。第十五条の十の二第一項第二号において同じ。)に
係る行為以外の行為とする。

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務に
おいて募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第九項に規定する政令で定
めるものは、次に掲げるものとする。

一 第十五条の四の二第一項第四号及び第五号に掲げる有価証券

二 第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に
掲げる権利及び貸付事業等権利

2 | 法第二十九条の四の三第三項に規定する政令で定めるものは、前

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第九項及び第二十九条の四の三第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が五億円未満であること。

二 取得する者(特定投資家を除く。)が払い込む額として内閣府令で定める方法により算定される額が二百万円を超えない範囲内において当該者の財産の状況に応じ内閣府令で定める額以下であること。

項第二号に掲げるものとする。

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第九項及び第二十九条の四の三第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が一億円未満であること。

二 取得する者(特定投資家を除く。)が払い込む額として内閣府令で定める方法により算定される額が五十万円以下であること。